

空地及び空家の管理に関する 指導基準

岡崎市消防本部

空地及び空家の管理に関する指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号）第27条に基づき、空地の枯草等及び空家からの火災の防止を図るため、空地及び空家の管理に関する指導について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地 人が常在しない土地又は管理者が明示されないまま使用されている土地若しくは長期間使用されていない土地で、市長が適正に管理する必要があると認める土地（国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理するもの及び他の法令において保全の義務を有するものを除く）をいう。
- (2) 枯草等 空地に存し、繁茂の状況から消防職員が火災予防上危険と判断するものをいう。
- (3) 空家 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるものをいう。
- (4) 燃焼のおそれのある物件 可燃性の物品で次に掲げるものをいう。
 - ア ダンボール箱等の紙製品
 - イ 工作物等の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
 - ウ 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火するおそれのある物件
 - エ 廃プラスチック
 - オ ゴムくず
 - カ その他火災予防上危険と認められるもの

(空地)

第3条 空地の管理に関する指導については、次によるものとする。

- (1) 枯草等の刈取りの範囲については、空地内全てとする。ただし、空地が広大でその全ての枯草等の刈取りをする必要がないと認める場合は、次に掲げる範囲を刈り取るよう指導することができるものとする。
 - ア 周辺の建築物から10メートルの範囲
 - イ その他火災予防上危険と認められる場所

(2) 枯草等及び燃焼のおそれのある物件の措置等については、次に掲げる事項を指導すること。

ア 燃焼のおそれのある物件については、各自治体での決まりに従って処理するよう指導すること。

イ 刈り取った枯草等は、みだりに放置することなく、速やかに除去するよう指導すること。

(3) 空地の所有者、管理者又は占有者に対する指導は、口頭又は文書により行うものとする。なお、文書は、別記様式第1によるものとする。

(空家)

第4条 空家の管理に関する指導については、次によるものとする。

(1) 火災予防上危険と認められる空家の所有者又は管理者に対して、次に掲げる措置を講じさせるよう指導すること。

ア 当該空家にむやみに出入りできないよう施錠し、又は柵等を設置すること。

イ ガス及び電気を確実に遮断すること。

ウ 燃焼のおそれのある物件を周囲に放置しないこと。

(2) 空家の所有者又は管理者に対する指導は、都市政策部住環境整備課と協議した上で行うものとする。ただし、協議の上で火災予防上、緊急な対応を必要とする場合は、空家の所有者又は管理者に対し、口頭又は文書により行うものとする。なお、文書は、別記様式第2によるものとする。

附 則

この基準は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第 1（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

岡崎市消防長 ○ ○ ○ ○

空地の枯草等の処理について（依頼）

○月○日時点、下記土地において枯草等が繁茂していることを現認しております。

空地における枯草等の放置は、放火等による火災の原因となるおそれがあり、火災が発生した場合、周囲への延焼も危惧されます。

ついては、岡崎市火災予防条例第 27 条第 1 項に基づき、あなたが所有（管理、占有）されている土地の枯草等の除去を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 土地の所在地

2 処置内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 2（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

岡崎市消防長 ○ ○ ○ ○

空家の管理について（依頼）

空家の放置は、建物の老朽化による漏電や不審者の侵入による放火等、火災の原因となる恐れがあります。

ついては、岡崎市火災予防条例第 27 条第 2 項に基づき、あなたが所有（管理）されている空家について下記の処置をお願いいたします。

記

- 1 空家の所在地
- 2 処置内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。